

平成26年2月1日

会員各位

スウィンスイミンググループ
株式会社イナホスポーツ

消費税法改正に伴うご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は当スイミングスクールおよびスポーツクラブの運営に関しまして、何かとご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「消費税法」が改正され、本年4月より消費税率が8%（現行5%）に変更となります。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、当社における消費税の取り扱いについて、下記のとおり対応させていただきます。

内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 【現 行】 | 税抜価格 + 消費税5% |
| 【変更後】 | 税抜価格 + 消費税8% |
| 【改定時期】 | 平成26年4月度対象分より |
| 【適用】 | 消費税をお預かりするすべての取引
(会費・有料サービス・販売商品など) |

<月会費の取扱いについて>

平成26年4月度分（3月口座振替分）以降の月会費は税抜価格に消費税8%を加算した金額をお預かりいたします。

以上